

[施行日 2022年03月01日]

**プラスガード共済会 海外旅行共済
トラベルプラスガード約款 コロナウイルスガード特約**

(引受および掛金)

- 第1条 本特約はトラベルプラスガード契約者のみが基本契約に追加して付帯できます。
2. 本特約の付帯は2022年12月31日までにご契約いただく方に限定します。
 3. 特約に要する掛金は、トラベルプラスガード契約の共済期間に対して1日につき1,500円を追加してお支払いいただきます。

(第64条の支払事由の拡大)

- 第2条 本会はプラスガード共済会海外旅行共済トラベルプラスガード約款第64条（旅行事故緊急費用共済金の支払事由）に定める「予期せぬ偶然な事故」に新型コロナウイルス感染症の感染を加えます。
2. 被共済者の同行する被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）および帰国後30日以内に入籍を予定する者が、責任期間中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も支払事由に加えられます。ただし、入籍を予定する者は入籍を証明する書面を提出した場合に限ります。

(第64条の共済金額の限度額の変更)

- 第3条 本特約第2条により本会はプラスガード共済会海外旅行共済トラベルプラスガード約款第64条（旅行事故緊急費用共済金の支払事由）2. (1)(2)に定める旅行事故緊急費用共済金額の限度額に関わらず、エス・ティー・ワールドおよびエス・ティー・ワールドのグループ会社を通じて手配したものに限っては、必要な費用に限度額を設けません。また、(2)は新型コロナウイルス感染症の感染の場合は「隔離のための宿泊費用」と読み替えます。ただし、いずれも本会が妥当な金額と認めたものに限ります。

(第68条の支払事由の追加)

- 第4条 本会はプラスガード共済会海外旅行共済トラベルプラスガード約款第68条（旅行キャンセル費用共済金の支払事由）(1)から(8)に定める支払事由に、次の事由を加えます。ただし、出発日7日以内の感染を証明する書類を提出した場合に限ります。
- (1) 被共済者が、旅行申し込み後に新型コロナウイルス感染症に感染した場合。
 - (2) 被共済者と同行を予定する被共済者の配偶者もしくは親族（2親等以内）および帰国後30日以内に入籍を予定する者が、旅行申し込み後に新型コロナウイルス感染症に感染した場合。ただし、入籍を予定する者は入籍を証明する書面を提出した場合に限ります。
 - (3) 出発当日において、被共済者が発熱または直前のPCR検査で陽性反応が出て、出発の航空機に搭乗を拒否された場合。

(準用)

- 第5条 本特約に規定がない事項については、プラスガード共済会海外旅行共済トラベルプラスガード約款によるものとします。